

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 山 善 也

副 委 員 長 渡 部 伸 広

1 開催日 平成29年6月19日（月曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第112号 青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議案第113号 青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について

議案第115号 青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について

請願第2号 就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その1）

請願第3号 就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その2）

請願第4号 就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その3）

○出席委員

委員長	舘山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	成 田 一 二 三	農林水産部次長	永 澤 治
市民生活部長	井 上 享	農林水産部次長	佐々木 秀 文
経 済 部 長	堀 内 隆 博	農林水産部参事	三 浦 大 延
経 済 部 理 事	坪 真紀子	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	山 内 秀 範
農 林 水 産 部 長	金 澤 保	教育委員会事務局参事	佐々木 淳
教育委員会事務局教育部長	横 山 克 広	教育委員会事務局参事	若佐谷 昭 人
教育委員会事務局理事	工 藤 裕 司	経 済 政 策 課 長	工 藤 健 志
農業委員会事務局長	梅 田 喜 次	農 業 政 策 課 長	田 澤 淳 逸
市民生活部次長	加 福 理美子	農業委員会事務局次長	對 馬 修 治
経 済 部 次 長	横 内 信 満	関 係 課 長 等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	山 田 達	議事調査課主事	長 内 真由美
---------	-------	---------	---------

○館山善也委員長 お疲れさまです。（「お疲れさまです」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日は、浪岡事務所所管の報告事項の説明のため、相馬浪岡事務所副所長が、後ほど民生環境常任委員会での所管の議案審査が終了次第、本委員会に出席する予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 3 件及び請願 3 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 112 号「青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」及び議案第 113 号「青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について」の計 2 件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、各議案ごとに 1 件ずつ行います。

それでは、両案に対する説明を当局から求めます。農業委員会事務局長。

○梅田喜次農業委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 112 号「青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」及び議案第 113 号「青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について」は、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

まず、青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。資料の 1 ページをごらんください。

まず初めに、「1 制定理由」は、平成 28 年 4 月 1 日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正されました。その主な内容は、1 つに、農業委員会業務の重点化として、農地利用の最適化の推進――具体的には、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、そして新規参入の促進等が農業委員会の必須業務として位置づけられたこと、2 つには、農業委員の選出方法の変更として、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたこと、3 つに、地域ごとに主に現場活動により農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されたことです。

このたび、このような法改正の趣旨、内容を踏まえまして、農業委員会等に関する法律施行令に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるために、条例を制定するものです。

次に、「2 制定内容」につきましても、（1）から（4）のとおりとなっております。詳細につきましては 2 ページ以降の逐条解説で御説明いたします。

それでは、2 ページをごらんください。

まず、第1条ですが、条例の趣旨を規定するものです。

次に、3ページをごらんください。

第2条は、農業委員の定数を定めるものです。委員の定数につきましては、「【参 考】」の農業委員会等に関する法律施行令第5条の表のとおり、基準農業者数と農地面積により1から3の区分に分けられることになり、青森市の場合は、その区分が米印(1)の記載のとおり、基準農業者数は2712戸、農地面積が8520ヘクタールとなっており、区分の2に該当することになります。また、米印(2)に記載のとおり、法第17条第1項第2号の農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村は、推進委員を委嘱しないことができるとされております。具体的に申し上げますと、遊休農地率1%以下で、かつ、担い手への農地集積率が70%以上の市町村を指しますが、本市の場合は、遊休農地率が2.16%、担い手への農地集積率が34.88%であるため、推進委員を委嘱する農業委員会となります。

よって、本市の農業委員の定数の上限は19人となり、また、法改正の趣旨が、委員定数を現行の半分程度にし、会議を機動的に開催できるようにするとされておりますことから、現在の委員定数38人から19人とするものです。

次に、4ページをごらんください。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。推進委員の定数につきましては、5ページの農業委員会等に関する法律施行令第8条により、区域内農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下と定められております。青森市の農地面積は8520ヘクタールで、定数は86人以下となりますが、本市の推進委員の定数につきましては、地域ごとに将来の担い手の状況や農地利用の方向、地域農業の活性化策等を定めた人・農地プランの19地区にそれぞれ1名ずつ配置することとし、その定数を19人とするものです。

6ページをごらんいただきたいと思います。

附則の1の施行期日につきましては、現在の青森市農業委員会委員の任期は平成30年3月31日までであり、在任特例の規定により改正法の適用は平成30年4月1日からとなるため、本条例の施行期日は、平成30年4月1日となります。

7ページをごらんください。

附則の2ですが、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更になったこと、また、農地部会等これまでの機能別部会が廃止されたことから、青森市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例、青森市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例及び青森市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例を廃止するものです。

8 ページをごらんください。

附則の 3 の青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新たに設置される農地利用最適化推進委員の月額報酬と、農業委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬を定めるものです。

9 ページをごらんください。

(1) の農業委員の月額報酬については、会長、会長代理及び委員は現行どおりですが、農地部会等の機能別の部会が廃止されることから、部会長の報酬の項目を削除するものです。

(2) の農地利用最適化推進委員の月額報酬については、中核市における農業委員と推進委員の報酬月額平均を比較すると、推進委員は農業委員の約 0.9 倍であり、推進委員の月額報酬は、これを参考として農業委員の月額報酬の 9 割である 4 万 1400 円とするものです。

次に、(3) の年額報酬についてですが、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として位置づけられたことから、国においては、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、当該事業を実施した農業委員会に対し交付金を支給することとしております。

具体的な内容につきましては、実施要綱に基づき、資料記載の a から e までの対象活動を行った場合に、それぞれの活動量に応じ農業委員及び推進委員へ支給するもので、活動量は、毎月、農業委員及び推進委員から提出された活動日誌により把握することとしております。また、年額報酬の支給時期につきましては、4 月から 3 月までの活動実績確定後の翌 4 月以降に、1 年分をまとめて、年額報酬として市長と農業委員会会長が協議して定めた額を支給することとしております。

10 ページをごらんください。

農地利用最適化交付金の額ですが、農業委員と推進委員 1 人当たり月 6000 円掛ける 12 カ月分を上限として支給されることになっておりまして、これを活動実績、活動量に応じてまとめて年額報酬として支給することになります。

11 ページをごらんください。

附則の 4 の青森市費用弁償条例の一部改正につきましては、非常勤特別職として新設される農地利用最適化推進委員が公務のために旅行した場合に旅費を支給するため、その項目を追加するものです。また、現在、農業委員へ部会出席時に日当 5000 円を支給しておりますが、他の行政委員会との均衡上、新制度移行を契機に廃止するものです。

12 ページをごらんください。

附則の 5 の青森市費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置は、本条例施行前に開催された部会に出席した農業委員の費用弁償について、本条例施行日

が経過した平成 30 年 4 月以降であっても、従前どおり日当 5000 円を費用弁償として支給するための経過措置です。

次に、青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定についての資料をごらんください。

まず、「1 制定理由」につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法について、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更され、記載の①から③の要件を満たす者を推薦、募集により選任することになりました。その要件につきましては、1 つに、過半数を認定農業者とすること、2 つに、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を 1 名以上入れること、3 つには、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することとされておりますが、このような法改正の趣旨を踏まえ、任命過程の公正性及び透明性を確保するために、農業委員へ推薦及び応募のあった者の中から委員候補者を選考するに当たりまして、専門的で多角的な視野等で選考できる者で構成する選考委員会を設置する必要があることから、本条例を制定するものです。

「2 制定内容」は、青森市農業委員会委員候補者選考委員会の組織及び運営について必要な事項を規定すること、青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び青森市費用弁償条例の一部改正となっております。

詳細につきましては、2 ページ以降の逐条解説で御説明申し上げます。

それでは、2 ページをごらんください。

まず、第 1 条ですが、条例の趣旨を規定するものです。

次に、第 2 条につきましては、任命要件等を踏まえて、専門的で多角的な視点等で選考する必要があるため、地方自治法の規定に基づく附属機関として設置することを定めるものです。

3 ページの第 3 条につきましては、選考委員会の組織の定数及び構成する者を規定するもので、委員の構成につきましては、学識経験者、農業関係団体、経済関係団体、行政関係団体等が推薦する者等とし、市長が委嘱することを定めるものです。

4 ページをごらんください。

第 4 条は、選考委員の任期等ですが、選考委員の任期を農業委員と同じ 3 年と定めるものです。

次に、第 5 条につきましては、選考委員会の会長の選任方法等について定めるものです。

5 ページをごらんください。

第 6 条は、選考委員会の招集、会議開催の要件等について定めるものです。

次に、第 7 条につきましては、この条例に定めがないものまたは選考委員会の運営に関し必要な事項の定め方について規定するものです。

6 ページの附則の 1 の施行期日については、この条例の施行期日について規定するものです。

8 ページの農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱までのスケジュールですが、今期定例会に提出している委員の定数条例案等を御議決いただければ、本年 7 月から 10 月にかけて農業団体等へ農業委員、農地利用最適化推進委員の募集チラシ、ポスター等を配付するとともに、募集についての説明会の開催等を行うこととしております。また、本年 10 月から 1 カ月間、両委員の推薦、公募を同時に行い、農業委員につきましては本年 11 月から選考委員会を開催し、平成 30 年第 1 回定例会に人事案を提出し議会の御同意をいただければ、明年 4 月 1 日付で市長が任命することになります。

以上のことから、速やかに選考委員を委嘱しなければならないため、この条例を公布の日から施行するものであります。

7 ページをごらんください。

附則の 2 の青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新たに非常勤特別職として農業委員会委員候補者選考委員が新設されるため、項目を追加し、日額 8700 円と定めるものです。

次に、附則の 3 の青森市費用弁償条例の一部改正につきましては、農業委員会委員候補者選考委員が公務のために旅行した場合に旅費を支給するため、項目を追加するものです。

以上、議案第 112 号及び議案第 113 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 国のこの法改正の目的といいますか——これまで農業委員会という制度がずっと設けられて、農業者の利益あるいは農地をしっかりと守ることが、農業者自身の手で行われてきたのですけれども、この今回の法改正に基づく条例の制定などによって、例えば、農業委員の数が 38 人から半分の 19 人になるとかという形になってですね、農業者の不利益、あるいは農業者以外への農地の所有を認めていくという道につながるのではないかと思います。その辺についてはどうお考えか、お答えを求めます。

○館山善也委員長 農業委員会事務局長。

○梅田喜次農業委員会事務局長 今回の国の法改正の趣旨につきましては、これまで農業委員がパトロール等の現場の任務を行ってきておりましたけれども、現実的に、国が推し進める担い手への農地の集約化等が余りうまく進んでいない状況にあるということを鑑みて、農業に関してその現場を主に担う農地利用最適化推進委員というものを新たに設けて、今後、遊休農地の発

生防止を含めて農地の集約化を積極的に推進していこうという観点から、法改正がなされたものと思っております。

それで、農業委員の定数は半分になりますけれども、本市の場合、推進委員を含めて現行と同じ 38 人になりますので、推進委員の方々には主に現場活動を担っていただいて、農業委員につきましては、これまでと同様に議決機関、審議機関として活動を行っていただければと考えております。

以上です。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 法改正の狙いが、やはり農地の集積というところにあって、そうなっていくと、大企業だとか農業者以外の人たちの農業への参入というようなことが可能になってくるわけで、そうなっていくときに、日本の農業というのはやはり衰退の一途をたどるだろうと私は思います。

そのような意味から、この 2 つの条例の制定については、賛成できません。反対します。

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第 112 号について採決いたします。

議案第 112 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 112 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 112 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 113 号について採決いたします。

議案第 113 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 113 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 113 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 115 号「青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○**金澤保農林水産部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 115 号「青森市農村環境整備共同利用センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

条例改正の理由であります。農村環境整備共同利用センターは、農業経営及び農家生活の改善合理化や農業者等の健康増進等を図り、農村の環境整備を組織的に推進することを目的とした施設であり、これまで、南北後潟館、北部地区農村環境改善センター、野木ふるさと館、牛館ふれあいセンター、花岡農村環境改善センターの 5 施設を設置してきたところであります。

花岡農村環境改善センターを除く 4 施設につきましては、既に指定管理者による管理を行っておりますが、花岡農村環境改善センターについても、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づき、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上等を図ることを目的として、平成 30 年度から指定管理者制度の導入を予定しておりますことから、条例の一部改正を行うものであります。

1 枚めくっていただきまして、資料 2 枚目をごらんください。こちらは、「青森市農村環境整備共同利用センター条例 新旧対照表」です。下線部分が、変更箇所となっております。

今回、花岡農村環境改善センターに指定管理者制度を導入することにより、農村環境整備共同利用センターの 5 施設全てが指定管理者が管理できる施設となりますことから、第 10 条につきましては、改正前の下線部分「のうち、南北後潟館、北部地区農村環境改善センター、野木ふるさと館及び牛館ふれあいセンター」を削り、「行わせる」の下に「ことができる」を加えるものであり、第 13 条第 2 項につきましては、改正前の下線部分「市長（指定管理者による管理が行われる共同利用センターにあつては指定管理者）」を「指定管理者」に改めるものであります。

改正の内容につきましては、以上でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**館山善也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○**藤原浩平委員** この農村環境整備共同利用センターの指定管理に当たっては、ここだけではなくて、花岡公園それから花岡プラザも一緒に、同じ者に指定管理を行わせるという趣旨になっていると思うんですけれども、3カ所

一緒にやるというようなことで、それぞれの施設の利用や維持管理がうまくいかないのではないかという意見もありますけれども、どう思いますか。

○**館山善也委員長** 農林水産部長。

○**金澤保農林水産部長** うまくいかないのではないかという意見があるとの御質疑ですけれども、これまでも、3施設は近い場所にありますので、近さを利用して連携してやってきておりますので、そういう点からいきますと、今回の指定管理者で3施設を一括ということになれば、より利用者の利便性が向上するというように私どもでは考えております。

以上でございます。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 近い場所にあると言っても、それぞれ3施設は、性質、性格の違う施設ですので、かえってサービスが悪くなるだろうと思います。

よって、この条例案には賛成できません。

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第115号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第115号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その1）」から請願第4号「就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その3）」までの計3件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、各請願ごとに1件ずつ行います。

それでは、各請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。
教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）請願第2号「就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その1）」、請願第3号「就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める

請願（その２）」及び請願第４号「就学援助制度の入学準備金の入学前支給と支給額引き上げなどの拡充を求める請願（その３）」について、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第２号につきましては、入学準備金の支給を制服などの購入に間に合うよう入学前の１月または２月に支給すること、請願第３号につきましては、国による要保護世帯の入学準備金引き上げに応じて準要保護世帯の入学準備金を引き上げること、また、請願第４号につきましては、学用品費などの支給を５月末ではなく年度初めの早い時期に支給することというものであります。

最初に、請願第２号についてでありますけれども、本定例会一般質問において渡部議員及び村川議員に御答弁申し上げますとおおり、現在、本市におきましては、中学校の新入学学用品費は平成２６年度より中学校入学前の小学校第６学年３月時に支給しておりますが、小学校の入学前支給は実施しておりません。

国におきましては、平成２９年度より、要保護児童・生徒を対象とした要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱において、自治体が独自の取り組みとして小学校入学前の要保護児童に援助を行っている場合についても国庫補助の対象とすることといたしました。が、今回改正された要綱につきましては、要保護児童・生徒を対象とした要綱となっております。

教育委員会といたしましては、学校教育法第１９条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されておりますが、今後、入学準備に要する経費という新入学学用品費の目的も踏まえ、支給時期について検討してまいりたいと考えております。

次に、請願第３号についてであります。が、国におきましては、平成２９年度より、要保護児童生徒援助費補助金における補助対象費目の新入学学用品費の補助単価を倍額程度にすることといたしました。

本市における支給単価の決定につきましては、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱において補助対象経費として掲げられた支給単価をもとに決定しておりますが、その決定につきましては、各自治体の判断に委ねられているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も他自治体の動向を注視し、新入学学用品費の支給単価の取り扱いについて、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、請願第４号についてであります。が、教育委員会といたしましては、学用品費等の支給時期につきましては、平成２５年度まで６月下旬に支給してございましたが、平成２６年度に学校現場を含めた職員体制の充実及び事務処理

の検証、見直しを実施し、支給時期を1カ月程度早い5月下旬としておりますことから、現時点では、これ以上の前倒しは難しいものと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、まず、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、これより採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館山善也委員長 起立多数であります。

よって、請願第2号については、採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号についてお諮りいたします。

請願第3号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、これより採決いたします。

請願第3号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第3号については、採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号についてお諮りいたします。

請願第4号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、これより採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館山善也委員長 起立多数であります。

よって、請願第4号については、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)